

**「鹿児島県電子納品ガイドライン」・「同運用の手引き」
令和7年3月版 改定概要**

R07. 3. 28 監理課技術管理室

1 改定の基本的考え方

- (1) 電子納品に係る要領・基準等は、国の最新版を適用する。
- (2) 受注者のITレベルに合わせた柔軟な対応は、県独自の規定とする。
- (3) 従来の「令和6年3月版」から、新たに「令和7年3月版」へ改定する。

2 適用年月日

令和7年4月1日以降に契約締結の案件（工事・業務）から適用

3 主な改定点

適用要領基準

【新】令和7年3月

【旧】令和6年3月

4 留意事項

- (1) 写真の有効画素数
本県は情報の共有化について検討しています。100万～300万画素程度を超える有効画素数で撮影された写真は必要以上に容量が大きくなり、情報の共有化に支障を来すので、有効画素数は必ず100万～300万画素程度に設定すること。
- (2) フォルダ構成
「REGISTER」の下に、着手前及び完成写真、「ORGnnn」オリジナルファイルフォルダを置く。「OTHERS」フォルダの下に「ORGnnn」オリジナルファイルフォルダを置く。
- (3) 情報共有システムを用いた電子納品
情報共有システムを使用する際は、大容量受渡機能のファイルサイズなどの機能制限等を確認し、受発注者間で受渡方法等を協議すること。